

令和4年度

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構事業概要

企画調整局

目 次

第1	設 立 の 趣 旨	1
第2	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	機 構	3
7	職 員 数	4
8	評 議 員 及 び 役 員	6
第3	定 款	8
第4	令 和 3 年 度 事 業 報 告	19
1	事 業 報 告	19
2	財 務 諸 表	26
3	財 務 状 況	33
第5	令 和 4 年 度 事 業 計 画	34
1	事 業 計 画	34
2	財 務 諸 表	39
第6	主 要 事 業 の 推 移 (令 和 元 年 度 ～ 令 和 3 年 度)	43
参 考 資 料		44

(令和4年7月1日現在)

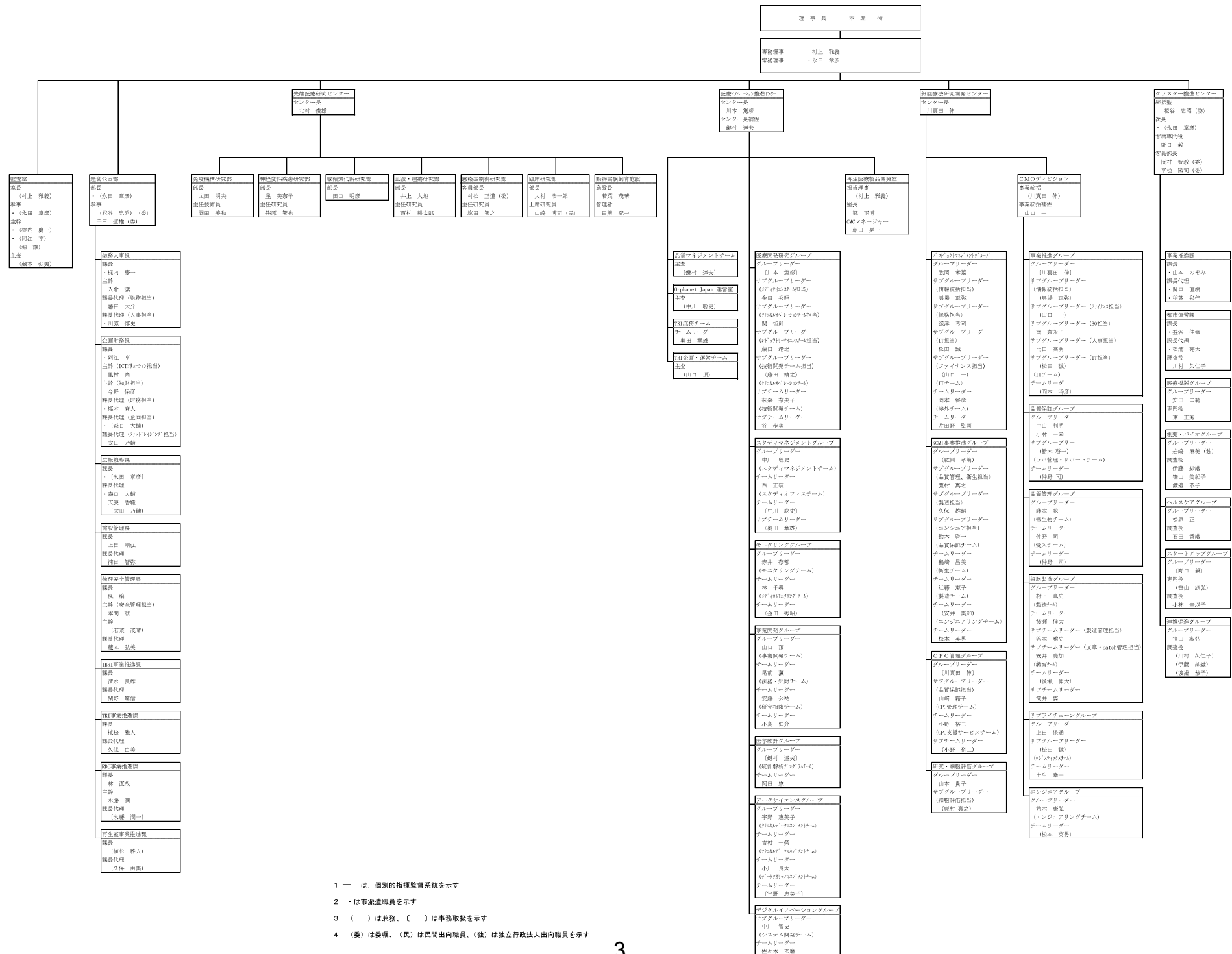
第1 設立の趣旨

21世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

第 2 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所在地 神戸市中央区港島南町 6 丁目 3 番地の 7
- 3 設立年月日 平成 1 2 年 3 月 1 7 日
(平成 2 4 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行)
(平成 3 0 年 4 月 1 日 先端医療振興財団から
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基本財産 1, 2 3 2, 7 3 4 千円
- 5 出捐総額 1, 2 2 7, 7 8 0 千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神戸市	1, 1 4 0, 2 8 0 千円	9 2. 9 %	平成 1 1 ・ 2 1 年度
兵庫県等	2 5, 0 0 0 千円	2. 0 %	平成 1 1 年度
民間企業等	6 2, 5 0 0 千円	5. 1 %	平成 1 1 ・ 1 2 年度
合計	1, 2 2 7, 7 8 0 千円	1 0 0. 0 %	



- 1 ー は、個別的指揮監督系統を示す
- 2 ・ は市派遣職員を示す
- 3 () は兼務、[] は事務取扱を示す
- 4 (委) は委嘱、(民) は民間出向職員、(独) は独立行政法人出向職員を示す

7 職員数(常勤)

令和4年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
経営企画部			1	(2) 12	(3) 41	7	(5) 61
	総務人事課			(1) 2	(1) 7		(2) 9
	企画財務課			(1) 3	(1) 6	3	(2) 12
	広報戦略課		1		(1) 5	1	(1) 7
	施設管理課			1	3	1	5
	倫理安全管理課			2	2		4
	IBRI事業推進課			1	6	2	9
	TRI事業推進課			1	8		9
	RDC事業推進課			2	4		6
先端医療研究センター		21	6		2	4	33
	免疫機構研究部	6	2				8
	神経変性疾患研究部	2	1		1		4
	脳循環代謝研究部	4					4
	血液・腫瘍研究部	2	3		1		6
	感染症制御研究部	1				1	2
	臨床研究部	2				2	4
	動物実験飼育施設	2				1	3
	アカデミア連携部	2					2
医療イノベーション推進センター			76			6	82
	品質マネジメントチーム		1				1
	Orphanet Japan運営室		1				1
	TRI庶務チーム		2				2
	医療開発研究グループ		10				10
	スタディマネジメントグループ		8				8
	モニタリンググループ		6				6
	事業開発グループ		8				8
	医学統計グループ		11				11
	データサイエンスグループ		14				14
	デジタルイノベーショングループ		6				6
	再生医療製品開発室		9			6	15

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
細胞療法研究開発センター			100			62	162
	プロジェクトマネジメントグループ		12				12
	KCMI事業推進グループ		12			6	18
	CPC管理グループ		4			2	6
	研究・細胞評価グループ		4			2	6
	事業推進グループ		6			1	7
	品質保証グループ		14			5	19
	品質管理グループ		14			13	27
	細胞製造グループ		22			26	48
	サプライチェーングループ		6			4	10
	エンジニアリンググループ		6			3	9
	クラスター推進センター			(1) 17	(2) 2	(3) 11	4
事業推進課				(1) 1	(2) 7	1	(3) 9
都市運営課			3	(1) 1	(1) 4	3	(2) 11
医療機器グループ			(1) 4				(1) 4
創薬バイオグループ			4				4
ヘルスケアグループ			2				2
スタートアップグループ			3				3
連携促進グループ			1				1
合計		21	(1) 200	(4) 14	(6) 54	83	(11) 372

(注) 兼務を除く。

役員を除く。

()内は市派遣職員で内数を示す。

市OB職員1名を含む。

8 評議員及び役員

(1) 評 議 員

氏 名	備 考
芦田 信	J C R ファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
家次 恒	神戸商工会議所会頭 シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長 CEO
今西 正男	神戸市副市長
大津 欣也	国立循環器病研究センター理事長
片山 安孝	兵庫県副知事
金田 安史	大阪大学理事・副学長
小安 重夫	理化学研究所理事
辻 英之	神戸市企画調整局長
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
藤澤 正人	神戸大学長
堀本 仁士	神戸市医師会長
湊 長博	京都大学総長

(令和4年7月1日現在)

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
専務理事	村上 雅義	神戸医療産業都市推進機構専務理事
常務理事	永田 章彦	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理事	浅野 薫	シスメックス株式会社取締役専務執行役員
理事	川真田 伸	神戸医療産業都市推進機構細胞療法研究開発センター長
理事	川本 篤彦	神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター長
理事	北村 俊雄	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理事	木原 康樹	神戸市立医療センター中央市民病院長
理事	西田 栄介	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理事	藤原 政幸	神戸市医療・新産業本部長
理事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理事	南 康博	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
理事	山下 輝夫	兵庫県保健医療部長
監事	河上 哲也	三井住友銀行公共・金融法人部（神戸）部長
監事	松山 康二	公認会計士
名誉理事長	井村 裕夫	日本学士院長 京都大学名誉教授
顧問	齋藤 元彦	兵庫県知事
顧問	寺田 雅昭	国立がん研究センター名誉総長
顧問	久元 喜造	神戸市長

(令和4年7月1日現在)

第 3 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条(昭和32年法律第26号)第1項後段の適用を受けた株式(出資を含む。以下同じ。)について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主(出資者を含む。以下同じ。)と

しての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第 13 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、2名以内を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長及び前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、前項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 23 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第 24 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ、助言することができる。
- 5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。
- 6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、第 10 条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第 10 条の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 35 条第 2 項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によ

る。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - 家次 恒
 - 置塩 隆
 - 金倉 讓
 - 金澤 和夫
 - 菊池 晴彦
 - 竹市 雅俊
 - 中村 三郎
 - 根木 昭
 - 橋本 信夫
 - 原 仁美
 - 湊 長博
 - 山本 朋廣
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
 - 井村 裕夫
 - 柏 由紀夫
 - 北 徹
 - 笹井 芳樹
 - 杉村 和朗
 - 鍋島 陽一
 - 西尾 利一
 - 西川 伸一
 - 西河 芳樹
 - 平尾 公彦
 - 福島 雅典
 - 三木 孝
 - 村上 雅義
 - 山平 晃嗣
 - 渡辺 恭良
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
 - 理事長 井村 裕夫
 - 副理事長 西川 伸一
 - 専務理事 村上 雅義
 - 常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明

松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
定期預金	9,208,500 円
兵庫県公募公債	30,000,000 円
神戸市公募公債	100,000,000 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

第4 令和3年度事業報告

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市構想の検討開始から20年が経過し、様々な環境変化に対応するため、平成30年4月に従来の推進母体である先端医療振興財団から神戸医療産業都市推進機構へと発展改組し、名実ともに神戸医療産業都市を牽引していくため、新たな事業展開や必要となる体制強化に着手してきた。

そのような中、財団設立20周年記念及び本庶理事長のノーベル賞受賞を契機とした「神戸医療産業都市推進機構20周年記念 次世代医療開発センター(HBI)」の整備をはじめ、アジア初のCAR-T細胞療法の市販製品製造開始や、研究・開発段階から取り組んできた再生医療技術の実用化など、神戸医療産業都市の更なる発展につながる新しい芽が出始めている。

第4期経営計画の4年目となる令和3年度は、令和2年度に実施した中間評価の結果を踏まえて研究・事業を推進し、また新型コロナウイルスの影響等社会状況の変化にも対応しながら、革新的医療技術の早期社会実装や連携・融合によるイノベーション創出に取り組み、神戸医療産業都市の発展に向けて、医療関連産業の更なる集積形成に取り組んだ。

イ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行った。

ウ コーポレート・ガバナンス強化と戦略的な情報発信

研究費等の適正執行の確保やコンプライアンス意識の向上、情報セキュリティの強化等を図るため、内部監査や各種研修等を実施した。また、各分野別審査委員会により臨床研究等の倫理性・安全性を確保した。

神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図った。

エ 神戸医療産業都市の更なる発展に向けて

計算科学センター駅周辺の活性化は、今後の神戸医療産業都市の更なる発展に資する重要な課題の一つである。そのような中、クリエイティブラボ神戸内に整備したHBIには、当機構の研究部を集約し、共用の研究機器室・動物実験施設を整備するなど、計算科学センター駅周辺の活性化、さらには今後の神戸医療産業都市の発展に大きく寄与することが期待されている。

これらを踏まえ、HBIの管理運営にとどまらず、神戸市と連携した企業誘致や新たな事業等に取り組み、今後の神戸医療産業都市の更なる発展につなげるため、神戸医療産業都市を牽引する当機構の本部機能をHBIと同じビル内に移転し、事業を推進した。

オ 将来に向けた組織改革の取り組み

『産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担い、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成を目指す』という機構の目的に向かって、機構内の各部署が協力・連携しながら業務遂行を行う強靱で活力のある組織を構築するとともに、職員のモチベーションアップを図るため、機構のガバナンス・マネジメントのあり方を検討し、包括的で統一感のある制度・組織を整備した。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムに介入する新規抗体医薬品の開発、及び炎症性疾患に関連する免疫細胞活性化の兆候を検出する診断技術の開発を行った。

(主な実績)

- ・論文：1件、特許出願：3件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「革新的医薬品等開発推進研究事業」、企業等との共同研究：2件他

イ 老化研究の推進

老化・寿命研究の枠組みから老化関連疾患の病因を解明すること、老化・寿命の基本メカニズムの解明を基盤として抗老化方法論を開発・社会実装することを目標とした研究を進め、取りまとめた。

(主な実績)

- ・論文：9件、学会発表等：5件、雑誌掲載：4件、AMED「CiCLE(医療研究開発革新基盤創成事業)プロジェクト フレイルの予防薬・治療薬の研究開発」、AMED「老化メカニズムの解明・制御プロジェクト 研究推進・支援拠点」、AMED「老化メカニズムの解明・制御プロジェクト 個体・臓器老化研究拠点」分担2件、文部科研費：3件他

ウ 神経変性疾患研究の推進

新たな神経細胞死メカニズムに基づき、アルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断法並びに新規治療法開発等を行った。

(主な実績)

- ・論文：2件、学会発表等：1件、文部科研費：2件、企業等との共同研究：1件他

エ 脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究の推進

脳血管の再生や活性化による、脳梗塞・脳血管性認知症に対する再生医療開発を行った。

(主な実績)

- ・論文：5件、学会発表等：3件、AMED「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」、AMED「橋渡し研究戦略的推進プログラム（大阪大学シーズA）」、AMED「橋渡し研究戦略的推進プログラム（シーズB）」、AMED「創薬基盤推進研究事業」分担、文部科研費：2件、企業等との共同研究：3件他

オ 血液・腫瘍研究の推進

造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等を行った。

(主な実績)

- ・受賞：(井上大地)：麒麟児賞、2021年度MSD生命科学財団医学奨励賞最優秀賞、Astella award for the outstanding presentation selected by peer review 2021、アステラス病態代謝研究会優秀発表賞、UJA論文賞がん部門優秀賞、論文：3件、招待講演：5件、学会発表等：3件、雑誌掲載：1件、AMED「革新的先端研究開発支援事業(PRIME)」、AMED「革新的がん医療実用化研究事業」、文部科研費：4件、企業等との共同研究：1件他

カ 感染症研究の推進

研究体制を立上げ、肝炎ウイルスをはじめとした感染症病態発生機序の研究、感染症の診断・治療・予防法の開発を開始した。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行う。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施した。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行った。

(3) 公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与した。

（主な実績）

- ・HBI イノベーションプログラムの運営、管理：2プログラム
- ・神戸再生医療勉強会の開催：4回（再生医療産業化フォーラムを含む）
- ・シーズ・ニーズ情報の橋渡し：22件

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携強化に取り組み、神戸医療産業都市進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組んだ。

（主な実績）

- ・海外クラスターと連携した欧州企業の日本進出支援（有償受託）：10件
- ・MAGIA（欧州4か国の医療クラスター連合）との医療機器分野における連携活動に関するMOU締結
- ・「KANSAI Life Science Accelerator Program 2021」の開催：
採択企業数 4社、デモデイ参加者数 79名
- ・第3回京都大学ライフサイエンスショーケース@San Diego 2022の開催：
参加者数 294名

ウ 地元中小企業・神戸医療産業都市進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野に加えて、スタートアップの育成・発掘を新たな柱として、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供した。

（主な実績）

- ・ワンストップサポートの提供 相談対応件数：102件
- ・医療機器の事業化案件支援：継続的支援 53件。うち3件上市。
- ・ヘルスケア分野に関する事業化案件支援：継続的支援 16件（累計）
- ・PMDA 戦略相談連携センターの運営：RS 総合相談 3件、RS 戦略相談事前面談 2件、薬事・PMDA 相談支援 86件
- ・神戸ライフサイエンスギャップファンド補助金の交付：4件

エ 研究・操業環境の充実

世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境の充実を目指し、神戸医療産業都市を構成

する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、研究開発に対する助成金の交付や委員会・各部会等を通じて人材確保・育成、利便施設等に関する共通課題の解決に向けて取り組んだ。

(主な実績)

- ・神戸医療産業都市研究開発助成金の交付：8件
- ・都市運営委員会・部会の開催：委員会2回、各部会計2回
- ・メディカルクラスター連携推進委員会の開催：委員会1回
- ・人材エコ事業の推進：ジョブフェス1回、リクルーティングサイト運営・更新

オ その他（新型コロナウイルス感染症対応）

神戸医療産業都市における新型コロナウイルス感染症関連の研究開発に対して、各種支援を実施した。

(主な実績)

- ・神戸医療産業都市研究開発助成金の交付（再掲）：4件（新型コロナ対策事業）
- ・神戸医療産業都市 職域接種の実施：接種人数：約2,200名

(4) 公3会計（細胞療法研究開発センター）

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行った。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤形成に取り組んだ。

(主な実績)

- ・細胞・遺伝子治療製剤を開発する企業から細胞の受託製造を行う製造設備を、神戸医療産業都市内・神戸医療イノベーションセンターに整備し、当施設CPCのレンタル及び、受託製造について3件の契約を締結した。
- ・細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化の一環として、国内外での学会・シンポジウム等で20回以上の講演を行った。

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制の形成に取り組んだ。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションの積極的な展開を図った。

(主な実績)

- ・先端医療センター研究棟4階CPC管理業務受託
- ・コンサルテーションに関して少なくとも5社以上から具体的な問い合わせがあり、4回以上の技術会議を実施した。

ウ 国・企業からの非臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する非臨床試験を国・企業から受託した。

(主な実績)

- ・AMEDからの受託：3件
- ・企業からの受託：1件

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開

発や事業化の支援を行った。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図った。細胞製造受託やCPC ワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成に取り組んだ。

（主な実績）

- ・企業2社との間で共同研究、受託研究を実施した。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の非臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施した。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い、さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステナブルな業務受注、事業継続を図った。

（主な実績）

- ・論文：1件、関連学会発表：3件

（5）公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 国内外の新たなシーズの開発支援

開発シーズの開発戦略の提案、開発の促進を行った。また、開発シーズの企業リエン、グローバル展開の支援を行った。

具体的には研究者が高い満足度を得られる相談・対応による継続支援を促進し、独自開発シーズの進捗マネジメントによる実用化を推進した。機構が特許を保有するシーズの企業への導出を推進し、シーズ開発状況、企業交渉状況等に基づく、精密な知財戦略を策定し、アジアを中心としたグローバル連携を推進した。

（主な実績）

- ・研究相談：39件
- ・中国企業と包括的な連携契約の締結（更新）：1件
- ・共同研究契約新規締結：5件
- ・TRI 開発推進シーズの治験開始：1件
- ・TRI 開発推進シーズの非臨床POC取得：1件
- ・コンサルティング契約新規締結：9件
- ・特許の放棄・一部譲渡等：10件
- ・JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）シーズ支援：27件

イ 臨床試験と大規模コホート研究の推進・管理・運営

医薬品・医療機器・再生医療等製品等の新規医療製品、ならびに新規医療技術の開発・臨床試験（医師主導治験・企業治験等）支援を推進した。また、特定臨床研究、観察研究および医薬品等の製造販売後調査業務の支援を強化・高度化に努めた。医薬品、医療機器から再生医療等製品に及ぶ幅広い領域に対する薬事開発の支援と、試験開始前から試験終了後まで一貫した支援体制を確立し、臨床試験の実施支援ならびに論文化による価値の最大化を図った。

上記のため、プロジェクトオフィス機能の強化、研究者へのワンストップサービスの提供を行った。また、学会等が保有するレジストリデータの活用の推進、新たな研究スキームの確立、リアルワールドデータを活用した臨床試験の実現を図った。

（主な実績）

- ・新型コロナウイルスワクチン戦略相談、レギュラトリーサイエンス相談、治験届等

- の開発薬事業務支援：17 件
- ・臨床開発のコンサルテーション支援：5 件
- ・開発型治験のプロジェクトマネジメント支援：8 件
- ・新規開始の臨床研究試験：6 件
- ・EDC システム「eClinical Base」（機構が特許を所有）の新規利用：11 件
- ・CDISC 標準データセットの受注：1 件
- ・解析報告書、総括報告書、定期安全報告書の作成：14 件
- ・論文作成支援：5 件

ウ 再生医療等製品の製造・品質管理、細胞治療の開発
細胞製造受託の推進を図った。非臨床試験の計画・実施・報告及びその支援と、臨床試験における細胞製造の受託・実施及びその支援を行った。

（主な実績）

- ・治験用細胞製造（CD34 陽性細胞）の受託・実施：2 件
- ・非臨床試験の計画・実施・報告及びその支援：2 件

エ 医療・臨床研究情報の発信

がん情報サイト等について、情報発信内容を神戸市民への還元を意識したものに整理し、中長期的には機構全体の事業への転換も検討した。

（主な実績）

- ・がん情報サイト専門家向け情報更新：17 コンテンツ
- ・がん情報サイト患者向け情報更新：151 コンテンツ
- ・NCCN ガイドライン日本語版の更新：2 ガイドライン
- ・アルツハイマー病情報サイト情報更新：3 件
- ・ヘルスケアデータ標準ポータルサイト新設
- ・Orphanet Japan の疾患情報翻訳・公開：15 件

オ 新規事業の開拓

収益の改善に向けて、既存の事業に加えて、新規事業の開拓に取り組んだ。

（主な実績）

- ・海外アカデミア発新型コロナワクチン治験の日本国内における開始準備・実施の支援
- ・市販後調査と連動した学会主導の疾患レジストリデータベースの構築
- ・神戸市ヘルスケアデータ連携システムを用いた臨床研究の実施
- ・神戸市と連携した WHO の共同臨床研究の実施
- ・中央市民病院データベースアプリの運用開始：2 件
- ・グローバル支援（英国患者団体が主導する国際レジストリ構築支援、国内多施設共同研究への韓国施設の参加手続き支援、ブータンにおける胃がん予防臨床試験のプロトコル作成支援）

（6）公5会計（再生医療製品開発室）

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進した。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施し、再生医療等製品の受託製造準備を進めた。

（主な実績）

- ・軟骨治験製品 1 例の製造・品質管理実施（主試験終了）
- ・角膜再生製品に係る製造業許可申請と許可取得、製造販売者による製造販売承認申請の実施後の照会事項対応、適合性調査対応、GCTP 調査対応の実施（調査適合の結

果、製造販売承認申請は正式承認)。

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施した。

(主な実績)

- ・羊膜基質の非臨床安全性試験(遺伝毒性試験等)を実施

(7) 収1会計(薬剤製造受託)

ア 治験用PET薬剤製造受託

中央市民病院と共同で治験用PET薬剤製造事業を行うことで臨床研究の推進を支援した。

(主な実績)

- ・国内外4企業からの依頼に基づき、治験用PET薬剤を約130バッチ製造した。

イ 細胞製剤製造受託

製薬企業からの治療用細胞製剤製造を継続的に行い、自ら製造業として実績を積み上げた。また、今後の増産計画に合わせ、キャパシティの拡大に向け組織・設備の整備を進めた。

(主な実績)

- ・ノバルティス社からCAR-T^{※1}細胞医療の製品製造の受託を継続、生産を安定させ、年間150バッチの受注を達成した。
※1 患者から採取したT細胞に標的能を持つキメラ抗原受容体(CAR)を発現させる遺伝子改変技術を施した後、体内に戻す自家T細胞治療

(8) 収2会計(賃貸)

ア 国際医療開発センター(IMDA)の管理運営

産学連携のもと、神戸医療産業都市における医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行った。

イ 先端医療センター(IBRI)研究棟の管理運営

先端医療センター研究棟の2階・5階の管理運営を行った。

(9) 収3会計(実験動物飼育受託等)

ア 実験動物飼育受託等

次世代医療開発センターに設置した動物実験飼育施設にて実験動物飼育受託等を行い、神戸医療産業都市の研究環境の充実を図った。

(主な実績)

- ・新規導入マウス:38系統、飼育マウス:2,752匹(令和4年3月26日時点)

2 財務諸表

(1) 正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	合計	公益目的事業会計					収益事業等会計					内部取引消去			
		先端医療 研究センター (公1会計)	クラスター 推進センター (公2会計)	細胞療法研究 開発センター (公3会計)	医療/パナソニック 推進センター (公4会計)	再生医療製品 開発室 (公5会計)	公益共通会計	小計	薬剤製造受託 (収1会計)	賃貸事業 (収2会計)	実験動物飼育受託 等 (収3会計)		収益共通会計	小計	法人会計
I 一般正味財産増減の部															
1. 經常増減の部															
(1) 經常収益															
基本財産運用収益	1,147,184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,147,184	-
事業収益	4,724,456,302	145,396,110	82,382	113,823,602	827,679,063	-	1,086,981,157	3,483,944,896	219,118,596	20,875,008	-	3,723,938,500	67,555,293	△154,018,648	-
受取補助金等	1,917,734,535	781,832,799	461,869,390	165,629,138	114,709,510	211,096,193	-	1,735,137,030	-	70,662,268	-	70,662,268	111,935,237	-	-
受取負担金	71,134,427	54,712,327	-	-	8,356,282	-	-	2,870,472	-	-	-	2,870,472	5,195,346	-	-
受取寄付金	756,389,906	425,354,692	-	82,346,698	52,079,611	27,000,000	-	586,781,001	-	-	-	-	169,608,905	-	-
雑収益	180,754,265	23,696,813	-	81,496,800	61,763,207	-	-	166,956,820	307,411	8,311,947	13,482,800	-	22,102,158	5,262,026	△13,566,739
經常収益計	7,651,616,619	1,430,992,741	461,951,772	443,296,238	1,064,587,673	238,096,193	-	3,638,924,617	3,487,122,779	227,430,543	105,020,076	-	3,819,573,398	360,703,991	△167,585,387
(2) 經常費用															
事業費	6,959,086,343	1,440,005,860	481,284,649	480,437,239	1,152,463,878	244,389,270	-	3,798,580,896	2,886,631,732	195,311,465	246,064,637	-	3,328,007,834	-	△167,502,387
管理費	350,506,784	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350,589,784	△83,000
經常費用計	7,309,593,127	1,440,005,860	481,284,649	480,437,239	1,152,463,878	244,389,270	-	3,798,580,896	2,886,631,732	195,311,465	246,064,637	-	3,328,007,834	350,589,784	△167,585,387
評価損益等調整前当期經常増	342,023,492	△9,013,119	△19,332,877	△37,141,001	△87,876,205	△6,293,077	-	△159,656,279	600,491,047	32,119,078	△141,044,561	-	491,565,564	10,114,207	-
当期經常増減額	342,023,492	△9,013,119	△19,332,877	△37,141,001	△87,876,205	△6,293,077	-	△159,656,279	600,491,047	32,119,078	△141,044,561	-	491,565,564	10,114,207	-
2. 經常外増減の部															
(1) 經常外収益															
固定資産売却益	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,000	-
指定正味財産からの振替額	90,483,721	757,460,945	17,100,767	28,675,304	9,296,927	-	-	812,533,943	-	△752,050,226	-	△752,050,226	30,000,004	-	-
その他固定資産受贈額	830,020	-	-	-	-	-	-	-	-	830,020	-	-	830,020	-	-
經常外収益計	91,315,741	757,460,945	17,100,767	28,675,304	9,296,927	-	-	812,533,943	-	830,020	△752,050,226	-	△751,220,206	30,002,004	-
(2) 經常外費用															
固定資産売却損	4,054,791	1,910,970	-	-	-	-	-	1,910,970	-	-	-	-	-	2,143,821	-
固定資産除却額	2,383,932	1	2	90,195	-	-	-	90,198	8	-	-	-	8	2,293,726	-
經常外費用計	6,438,723	1,910,971	2	90,195	-	-	-	2,001,168	8	-	-	-	8	4,437,547	-
当期經常外増減額	84,877,018	755,549,974	17,100,765	28,675,304	9,206,732	-	-	810,532,775	△8	830,020	△752,050,226	-	△751,220,214	25,564,457	-
他会計振替前当期一般正味財	426,900,510	746,536,855	△2,232,112	△8,465,697	△78,669,473	△6,293,077	-	650,876,496	600,491,039	32,949,098	△893,094,787	-	△259,654,650	35,678,664	-
他会計振替	-	△747,164,601	-	6	△6	-	-	132,543,526	△614,621,075	-	747,164,601	△132,543,526	614,621,075	-	-
当期一般正味財産増減額	426,900,510	△627,746	△2,232,112	△8,465,691	△78,669,479	△6,293,077	-	132,543,526	600,491,039	32,949,098	△145,930,186	△132,543,526	354,966,425	35,678,664	-
一般正味財産期首残高	△1,591,868,785	1,303,851,774	124,460,273	474,336,570	△296,201,253	6,043,470	73,352,365	1,685,843,199	663,857,205	178,745,711	-	△73,352,365	769,250,561	△4,046,782,515	-
一般正味財産期末残高	△1,164,768,255	1,303,224,028	122,228,161	465,870,879	△374,870,732	△249,607	205,895,891	1,722,098,820	1,264,348,244	211,694,809	△145,930,186	△205,895,891	1,124,216,976	△4,011,063,851	-
II 指定正味財産増減の部															
受取補助金等	1,225,265,764	123,101,244	9,235,748	226,252,319	35,421,333	79,204,894	-	473,215,538	-	-	752,050,226	-	752,050,226	-	-
受取寄付金	51,400,000	-	51,400,000	-	-	-	-	51,400,000	-	-	-	-	-	-	-
固定資産受贈益	16,005,407	15,762,087	-	-	243,320	-	-	16,005,407	-	-	-	-	-	-	-
基本財産運用益	1,147,184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,147,184	-
雑収益	18,310,914	-	5,310,914	13,000,000	-	-	-	18,310,914	-	-	-	-	-	-	-
基本財産評価損	△2,549,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,549,200	-
一般正味財産への振替額	△1,102,840,162	△920,890,889	△20,067,531	△39,620,630	△11,201,569	△9,250,087	-	△1,001,030,706	-	-	△70,662,268	-	△70,662,268	△31,147,188	-
当期指定正味財産増減額	206,739,907	△792,027,558	45,879,131	199,631,689	24,463,084	69,954,807	-	△442,098,947	-	-	681,387,958	-	681,387,958	△32,549,204	-
指定正味財産期首残高	5,491,400,037	3,225,814,023	199,447,817	362,893,007	70,368,521	182,259,447	-	4,040,582,815	-	-	-	-	-	1,450,817,222	-
指定正味財産期末残高	5,698,139,944	2,443,786,465	245,326,948	562,324,696	94,831,605	252,214,254	-	3,598,483,968	-	-	681,387,958	-	681,387,958	1,418,268,018	-
III 正味財産期末残高	4,533,371,689	3,747,010,493	367,555,109	1,028,195,575	△280,039,127	251,964,647	205,895,891	5,320,582,588	1,264,348,244	211,694,809	535,457,772	△205,895,891	1,805,604,934	△2,592,815,833	-

※ 神戸市からの収入
(1) 補助金 567,346千円
(2) 委託料 12,946千円

(2) 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	72,801,474	33,202,873	25,553,137	14,045,464	-
未収入金	1,471,384,654	503,256,928	1,008,544,803	8,272,564	△48,689,641
前払金	502,750	502,750	-	-	-
他会計勘定	-	949,254,792	△494,884,005	△454,370,787	-
原材料	301,629,425	-	301,629,425	-	-
仕掛品	76,779,063	-	76,779,063	-	-
貯蔵品	153,040,736	1,167,140	151,807,349	66,247	-
立替金	25,564	25,564	-	-	-
前払費用	56,764,622	40,694,925	12,329,422	3,740,275	-
貸倒引当金	△10,300,000	△10,300,000	-	-	-
流動資産合計	2,122,628,288	1,517,804,972	1,081,759,194	△428,246,237	△48,689,641
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	9,208,500	-	-	9,208,500	-
投資有価証券	1,223,525,000	-	-	1,223,525,000	-
基本財産合計	1,232,733,500	-	-	1,232,733,500	-
(2) 特定資産					
施設整備積立預金	399,712,450	349,312,450	50,400,000	-	-
研究開発支援基金	421,770,487	421,770,487	-	-	-
受取寄付金	301,485,392	115,950,874	-	185,534,518	-
受取補助金等	1,094,044,351	1,094,044,351	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	2,109,054,191	1,502,360,754	606,693,437	-	-
建物減価償却累計額	△406,660,514	△370,010,739	△36,649,775	-	-
什器備品	1,415,243,457	1,263,471,842	151,771,615	-	-
什器備品減価償却累計額	△958,742,562	△918,315,243	△40,427,319	-	-
特定資産合計	5,286,386,527	4,369,064,051	731,787,958	185,534,518	-
(3) その他固定資産					
建物	728,484,669	285,834,219	391,532,183	51,118,267	-
建物減価償却累計額	△83,245,203	△1,286,253	△80,851,388	△1,107,562	-
建物附属設備	1,470,518,543	923,647,847	439,554,680	107,316,016	-
建物附属設備減価償却累計額	△311,335,466	△81,800,756	△209,954,386	△19,580,324	-
構築物	100,115,253	4,400,000	95,715,253	-	-
構築物減価償却累計額	△32,985,631	△366,666	△32,618,965	-	-
什器備品	1,621,329,833	591,347,221	1,008,232,663	21,749,949	-
什器備品減価償却累計額	△1,411,064,821	△532,563,173	△867,157,139	△11,344,509	-
リース資産	272,889,543	136,029,143	53,123,400	83,737,000	-
リース資産減価償却累計額	△110,715,615	△51,877,706	△11,510,070	△47,327,839	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
著作物等	10,069,125	-	-	10,069,125	-
施設利用権	94,224	-	94,224	-	-
敷金	17,657,376	17,657,376	-	-	-
長期前払費用	2,800,446	2,488,000	312,446	-	-
その他固定資産合計	2,275,866,816	1,294,655,852	786,472,901	194,738,063	-
固定資産合計	8,794,986,843	5,663,719,903	1,518,260,859	1,613,006,081	-
資産合計	10,917,615,131	7,181,524,875	2,600,020,053	1,184,759,844	△48,689,641

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
II 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	3,300,000,000	-	330,000,000	2,970,000,000	-
未払金	1,320,599,246	1,031,267,099	217,534,779	120,487,009	△48,689,641
未払費用	33,482,920	22,064,926	7,062,073	4,355,921	-
前受金	358,312,866	169,288,895	189,023,971	-	-
預り金	86,384,657	82,018,688	2,940,033	1,425,936	-
賞与引当金	43,418,945	25,981,768	4,625,701	12,811,476	-
短期リース債務	59,999,436	38,141,142	-	21,858,294	-
1年内返済予定長期借入金	105,000,000	105,000,000	-	-	-
流動負債合計	5,307,198,070	1,473,762,518	751,186,557	3,130,938,636	△48,689,641
2. 固定負債					
預り保証金	74,025,392	72,410,160	1,615,232	-	-
長期借入金	875,000,000	875,000,000	-	-	-
長期リース債務	128,019,980	46,084,419	41,613,330	40,322,231	-
固定負債合計	1,077,045,372	993,494,579	43,228,562	40,322,231	-
負債合計	6,384,243,442	2,467,257,097	794,415,119	3,171,260,867	△48,689,641
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取補助金等	4,163,921,052	3,482,533,094	681,387,958	-	-
受取寄付金	1,534,218,892	115,950,874	-	1,418,268,018	-
指定正味財産合計	5,698,139,944	3,598,483,968	681,387,958	1,418,268,018	-
(うち基本財産への充当額)	(1,232,733,500)	(-)	(-)	(1,232,733,500)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(4,464,903,590)	(3,597,981,114)	(681,387,958)	(185,534,518)	(-)
2. 一般正味財産	△1,164,768,255	1,722,098,620	1,124,216,976	△4,011,083,851	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(821,482,937)	(771,082,937)	(50,400,000)	(-)	(-)
正味財産合計	4,533,371,689	5,320,582,588	1,805,604,934	△2,592,815,833	-
負債及び正味財産合計	10,917,615,131	7,787,839,685	2,600,020,053	578,445,034	△48,689,641

(3) 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	手元保管	123,930
預金	三井住友銀行ほか	72,677,544
未収入金	医業収入、国庫補助金収入、受託事業収入ほか	1,471,384,654
前払金	保険料ほか	502,750
原材料	三菱倉庫(株)ほか	301,629,425
仕掛品	神戸アイセンターほか	76,779,063
貯蔵品	切手、印紙、三菱倉庫(株)ほか	153,040,736
立替金		25,564
前払費用	リース料ほか	56,764,622
貸倒引当金		△ 10,300,000
流動資産合計		2,122,628,288
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	三井住友銀行	9,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,223,525,000
基本財産合計		1,232,733,500
(2) 特定資産		
施設整備積立預金	三井住友銀行	399,712,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	421,770,487
受取寄付金	三井住友銀行ほか	301,485,392
受取補助金等	三井住友銀行ほか	1,094,044,351
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	456,500,895
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター(KHBC)ほか	1,702,393,677
特定資産合計		5,286,386,527
(3) その他固定資産		
建物	国際医療開発センター(IMDA)ほか	645,239,466
建物附属設備	IMDA電気設備ほか	1,159,183,077
構築物	IMDA駐車場設備ほか	67,129,622
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	210,265,012
電話加入権	事務所等	1,254,540
施設利用権		94,224
敷金	キメックセンタービルの敷金ほか	17,657,376
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	2,800,446
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	162,173,928
著作物等		10,069,125
その他固定資産合計		2,275,866,816
固定資産合計		8,794,986,843
資産合計		10,917,615,131
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	三井住友銀行	3,300,000,000
未払金	什器備品購入費、消費税精算ほか	1,320,599,246
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	33,482,920
前受金	細胞治療薬製造事業の前受金ほか	358,312,866
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	86,384,657
賞与引当金		43,418,945
短期リース債務		59,999,436
1年内返済予定長期借入金		105,000,000
流動負債合計		5,307,198,070
2. 固定負債		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	74,025,392
長期借入金		875,000,000
長期リース債務		128,019,980
固定負債合計		1,077,045,372
負債合計		6,384,243,442
正味財産		4,533,371,689

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	1,147,184
特定資産運用収入	0
事業収入	3,276,164,104
補助金等収入	1,611,145,602
負担等収入	48,111,366
寄付金収入	759,275,825
雑収入	119,504,671
その他の事業活動収入	1,537,985,899
事業活動収入計	7,353,334,651
2. 事業活動支出	
事業費支出	5,594,539,334
管理費支出	495,552,717
その他の事業活動支出	2,111,554,245
事業活動支出計	8,201,646,296
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 848,311,645
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
特定資産取崩収入	890,080,560
敷金・保証金戻り収入	57,594,184
投資活動収入計	947,674,744
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	1,329,389,245
固定資産取得支出	95,404,791
敷金・保証金支出	7,121,008
投資活動支出計	1,431,915,044
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 484,240,300
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
借入金収入	4,280,000,000
財務活動収入計	4,280,000,000
2. 財務活動支出	
借入金返済支出	3,420,000,000
財務活動支出計	3,420,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	860,000,000
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 472,551,945
VI 現金及び現金同等物の期首残高	545,353,419
VII 現金及び現金同等物の期末残高	72,801,474

【参考1】収支計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	合計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,147,184	—	—	1,147,184	—
特定資産運用収入	—	—	—	—	—
事業収入	4,727,316,302	1,089,841,157	3,723,938,500	67,555,293	Δ154,018,648
補助金等収入	1,743,396,633	1,631,461,396	—	111,935,237	—
負担金収入	71,134,427	63,068,609	2,870,472	5,195,346	—
寄付金収入	809,275,825	807,105,325	—	2,170,500	—
雑収入	180,896,023	166,916,578	22,102,158	5,444,026	Δ13,566,739
その他収入	—	—	—	—	—
事業活動収入計	7,533,166,394	3,758,393,065	3,748,911,130	193,447,586	Δ167,585,387
2. 事業活動支出					
事業費支出	6,511,223,840	3,599,893,136	3,078,833,091	—	Δ167,502,387
管理費支出	341,091,682	—	—	341,174,682	Δ83,000
その他支出	11,021,923	3,500,325	7,521,598	—	—
事業活動支出計	6,863,337,445	3,603,393,461	3,086,354,689	341,174,682	Δ167,585,387
事業活動収支差額	669,828,949	154,999,604	662,556,441	Δ147,727,096	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	890,080,560	692,642,155	—	197,438,405	—
固定資産売却収入	—	—	—	—	—
固定資産戻り収入	10,324,104	10,324,104	—	—	—
預り保証金収入	48,156,672	47,184,960	971,712	—	—
投資活動収入計	948,561,336	750,151,219	971,712	197,438,405	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	1,416,523,188	1,410,223,188	6,300,000	—	—
固定資産取得支出	716,747,757	655,106,709	50,450,792	11,190,256	—
敷金保証金支出	6,768,328	6,768,328	—	—	—
預り保証金返済支出	352,680	—	352,680	—	—
投資活動支出計	2,140,391,953	2,072,098,225	57,103,472	11,190,256	—
投資活動収支差額	Δ1,191,830,617	Δ1,321,947,006	Δ56,131,760	186,248,149	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	4,280,000,000	980,000,000	330,000,000	2,970,000,000	—
財務活動収入計	4,280,000,000	980,000,000	330,000,000	2,970,000,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,420,000,000	—	385,000,000	3,035,000,000	—
財務活動支出計	3,420,000,000	—	385,000,000	3,035,000,000	—
財務活動収支差額	860,000,000	980,000,000	Δ55,000,000	Δ65,000,000	—
当期収支差額	337,998,332	Δ186,947,402	551,424,681	Δ26,478,947	—

【参考2】

① 事業別収入明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	5,488,544,284	—	1,319,826,344	1,631,461,396	807,105,325	1,730,151,219	632,561,595
研究事業 (公1会計)	2,145,115,248	—	223,805,250	685,163,634	800,025,714	436,120,650	428,214,897
クラスター事業 (公2会計)	529,117,959	—	82,382	459,265,626	—	69,769,951	50,000,000
細胞療法開発事業 (公3会計)	1,498,041,646	—	198,180,402	156,807,692	—	1,143,053,552	82,346,698
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,071,849,855	—	897,758,310	112,804,868	7,079,611	54,207,066	45,000,000
再生医療製品開発事業 (公5会計)	244,419,576	—	—	217,419,576	—	27,000,000	27,000,000
収益事業等会計	4,079,882,842	—	3,748,911,130	—	—	330,971,712	—
薬製造受託事業 (収1会計)	3,487,122,779	—	3,487,122,779	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	558,402,255	—	227,430,543	—	—	330,971,712	—
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	34,357,808	—	34,357,808	—	—	—	—
法人会計	3,360,885,991	1,147,184	78,194,665	111,935,237	2,170,500	3,167,438,405	167,438,405
内部取引控除	△167,585,387	—	△167,585,387	—	—	—	—
合 計	12,761,727,730	1,147,184	4,979,346,752	1,743,396,633	809,275,825	5,228,561,336	800,000,000

② 事業別支出明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A－B)
		人件費	物件費	特定資産支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	5,675,491,686	1,393,697,909	2,209,695,552	1,410,223,188	655,106,709	6,768,328	△186,947,402
研究事業 (公1会計)	2,165,267,969	352,154,414	905,691,050	884,694,838	22,727,667	—	△20,152,721
クラスター事業 (公2会計)	525,914,578	273,353,552	202,198,026	50,363,000	—	—	3,203,381
細胞療法開発事業 (公3会計)	1,584,927,277	162,242,492	324,587,790	459,591,880	631,736,787	6,768,328	△86,885,631
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,149,021,843	566,851,682	581,527,906	—	642,255	—	△77,171,988
再生医療製品開発事業 (公5会計)	250,360,019	39,095,769	195,690,780	15,573,470	—	—	△5,940,443
収益事業等会計	3,528,458,161	592,385,286	2,493,969,403	6,300,000	50,450,792	385,352,680	551,424,681
薬製造受託事業 (収1会計)	2,787,875,848	568,012,537	2,178,787,929	—	41,075,382	—	699,246,931
賃貸事業 (収2会計)	562,390,240	6,498,977	157,968,583	6,300,000	6,270,000	385,352,680	△3,987,985
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	178,192,073	17,873,772	157,212,891	—	3,105,410	—	△143,834,265
法人会計	3,387,364,938	180,224,149	160,950,533	—	11,190,256	3,035,000,000	△26,478,947
内部取引控除	△167,585,387	—	△167,585,387	—	—	—	—
合 計	12,423,729,398	2,166,307,344	4,697,030,101	1,416,523,188	716,747,757	3,427,121,008	337,998,332

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後に「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

3 財務状況

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	2→3増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 150,732	▲ 384,422	342,024	726,446
		経常収益	6,129,711	5,932,428	7,651,617	1,719,189
		うち公益	5,465,503	4,529,360	3,568,748	▲ 960,612
		うち公益以外	664,208	1,403,068	4,082,869	2,679,801
		経常費用	6,280,443	6,316,850	7,309,593	992,743
		うち事業費(公益)	5,675,118	4,653,725	3,666,990	▲ 986,735
		うち事業費(公益以外)	308,165	1,259,769	3,292,096	2,032,327
		うち管理費(公益)	—	—	—	—
		うち管理費(公益以外)	297,160	403,356	350,507	▲ 52,849
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	183,898	23,984	84,877	60,893	
	経常外収益	185,859	753,327	91,316	▲ 662,011	
	経常外費用	1,961	23,984	6,439	▲ 17,545	
	法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	
	当期一般正味財産増減額	33,166	344,921	426,901	81,980	
	一般正味財産期首残高	▲ 1,969,755	▲ 1,936,590	▲ 1,591,669	344,921	
	一般正味財産期末残高	▲ 1,936,589	▲ 1,591,669	▲ 1,164,768	426,901	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	220,435	449,684	206,740	▲ 242,944
		指定正味財産増加額	681,506	1,600,622	1,312,129	▲ 288,493
		指定正味財産減少額	461,071	1,150,938	1,105,389	▲ 45,549
うち一般正味財産振替額		460,455	1,148,946	1,102,840	▲ 46,106	
指定正味財産期首残高		4,821,280	5,041,716	5,491,400	449,684	
指定正味財産期末残高		5,041,715	5,491,400	5,698,140	206,740	
正味財産期首残高	2,851,525	3,105,126	3,899,731	794,605		
当期正味財産増減	253,601	794,605	633,641	▲ 160,964		
正味財産期末残高	3,105,126	3,899,731	4,533,372	633,641		
貸借対照表(B/S)	資産合計	7,960,583	9,749,595	10,917,615	1,168,020	
	流動資産	1,428,686	2,170,463	2,122,628	▲ 47,835	
	固定資産	6,531,897	7,579,132	8,794,987	1,215,855	
	うち建物	1,344,246	2,525,616	3,506,816	981,200	
	負債合計	4,855,457	5,849,863	6,384,243	534,380	
	流動負債	4,776,419	5,694,188	5,307,198	▲ 386,990	
	うち短期借入金	3,540,000	3,420,000	3,300,000	▲ 120,000	
	固定負債	79,038	155,675	1,077,045	921,370	
	うち長期借入金	0	0	875,000	875,000	
	正味財産合計	3,105,126	3,899,731	4,533,372	633,641	
指定正味財産	5,041,715	5,491,400	5,698,140	206,740		
一般正味財産	▲ 1,936,589	▲ 1,591,669	▲ 1,164,768	426,901		

第5 令和4年度事業計画

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画の着実な推進

財団設立から20年が経過し、神戸医療産業都市の取り組みは380を超える企業・団体・研究機関の集積、高度専門病院群の整備などにより大きく進展してきたが、神戸医療産業都市推進機構としても更なる発展に寄与すべく、次世代医療開発センターの整備をはじめとして様々な取り組みを進めているところである。

そのような中、新型コロナウイルスの世界的流行は社会・経済活動に多大な影響を与え、研究・事業の推進にあたっては、この新型コロナや今後発生し得る感染症と向き合っていかなければならない状況となっている。

令和4年度は、第4期経営計画の最終年度であり、計画の集大成として、また次期経営計画に繋げるべく各研究・事業を推進し、革新的医療技術の早期社会実装や連携・融合によるイノベーション創出に取り組み、神戸医療産業都市の発展に向けて、更なる集積形成に寄与していく。

なお、第4期経営計画の着実な推進と合わせて、これまでの計画の実施について総括した上、令和5年度からの第5期経営計画の策定を行う。

イ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行う。

ウ 将来に向けた組織改革等の取り組み

一体感のある組織の実現のために、事務部門の集約化をはじめとする組織の再編を行う。

また、研究費等の適正執行の確保やコンプライアンスの意識向上、安全管理体制の構築・業務の推進、情報セキュリティの強化等を図るため、内部監査や各種研修等を実施する。

さらには各分野別審査委員会により臨床研究等の倫理性・安全性を確保する。

なお、対外的には、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図る。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

次世代医療開発センター(HBI)に集約した4つの研究領域(免疫医療研究、神経変性疾患研究、血液・腫瘍研究、感染症制御研究)の一体的な運用を図るとともに、先端医療研究センターで展開する脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究との連携を図る。また、次世代医療開発センターでは機構内外の利用者が利用可能な共用機器室を運営し、研究開発機能の充実化に資する。

ア 免疫医療研究の推進

炎症性疾患の治療に向け、免疫制御メカニズムを調節できる新規抗体医薬品の開発、及び免疫細胞活性化の兆候を検出する新規診断マーカーの開発に取り組む。

イ 神経変性疾患研究の推進

新たな神経細胞死メカニズムに基づき、アルツハイマー病を中心とした神経変性疾患並びに ATP1A3（神経型ナトリウムポンプ）関連疾患に対する診断法並びに新規治療法開発等に取り組む。

ウ 脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究の推進

脳血管の再生や活性化による、脳梗塞・脳血管性認知症に対する再生医療開発に取り組む。

エ 血液・腫瘍研究の推進

造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等に取り組む。

オ 感染症制御研究の推進

肝炎を中心にウイルス性慢性感染症の病態形成機構を解明し、これらの新規診断方法や治療薬開発につながる基盤的研究に取り組む。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、現協定の最終年度として引き続き神戸臨床研究情報センターの管理運営を行うとともに、令和5年度からの次期指定管理者指定に向けて手続きを進める。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施する。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行う。また、スモールオフィス用のスペースを整備する。

(3) 公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与する。

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携強化に取り組み、神戸医療産業都市進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組む。

ウ 地元中小企業・神戸医療産業都市進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケア、スタートアップの4分野を柱として、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援を実施するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供する。

エ 研究・操業環境の充実

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、人材確保・育成や利便施設に関する共通課題などの取り組みを実現することにより、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりを図る。

(4) 公3会計（細胞療法研究開発センター）

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行う。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤を形成する。その一環として、新規受託案件の受け皿として神戸医療イノベーションセンターに整備した細胞製造施設での受託業務を進める。

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制を形成する。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションを積極的に展開する。

ウ 国・企業からの前臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する前臨床試験を国・企業から受託する。

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化に資する。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図る。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成を促す。

オ 細胞規格・細胞分化マーカー探索・細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の前臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施する。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い、さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステナブルな業務受注、事業継続につなげる。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 国内外の新たなシーズの開発支援

開発戦略の提案、企業リエゾン及びグローバル連携等により、シーズ開発を促進する。具体的には、研究者・企業に満足度が高い支援の継続及び進捗マネジメントの強化によ

り実用化を促進する。また、機構が特許を保有するシーズの企業への導出を推進する。さらに、シーズ開発状況、企業交渉状況等の評価に基づき、精密な知財戦略を策定し、アジアを中心としたグローバル連携を推進する。

イ 治験・臨床研究の推進・管理

医薬品・医療機器・再生医療等製品等の開発のため、医師主導治験及び企業治験を支援する。また、特定臨床研究、観察研究及び製造販売後調査を支援する。薬事開発の開始から終了まで一貫した支援体制を確立し、実用化の推進及び論文化による価値の最大化を実現する。

上記のため、プロジェクトマネジメントオフィス及びデータセンター機能の強化・高度化と、デジタル技術を導入した効率化により、研究者及び企業に満足度が高いサービスを提供する。また、学会等と連携したレジストリデータ活用の促進、新たな研究スキームの確立、リアルワールドデータを活用した臨床研究の実現を進める。

ウ 新規事業の開拓

収益の改善に向け、既存の事業に加えて新規事業の開拓に取り組む。

特に、希少疾患・難治性疾患に対する医療開発支援の強化、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸医療産業都市進出企業等との連携の促進、AI・ビッグデータ活用を進める。

(6) 公5会計（再生医療製品開発室）

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進する。また、製造販売承認申請のための製品製造・品質データ取得等、申請支援業務を実施すると共に、再生医療等製品の製造体制強化を進める。

製造販売承認済製品に関しては、製品の各種変更のための基礎検討とバリデーションを実施する。

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施する。

(7) 収1会計（医薬品等製造受託業務）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

神戸市立医療センター中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことで臨床試験の推進を支援する。

イ 細胞製剤製造受託

商用製品の製造を継続的に受託する。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う原材料・資材の確保・調達におけるリスク、従業員への感染拡大等による製造所の操業へのリスクが懸念されるため、今後計画される生産・出荷数量を確保できるよう、リスクに強い組織体制・設備等の検討を進める。

ウ 細胞シート製品製造受託

製造販売承認を取得した細胞シート製品に関して、製造業者として製造所の体制を強化すると共に、製造販売業者からの受託製造を円滑に実施する。

(8) 収2会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

産学連携のもと、神戸医療産業都市における医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行う。

(9) 収3会計（動物実験飼育施設利用運営）

ア 動物実験飼育施設利用運営

次世代医療開発センターに設置した動物実験飼育施設において、安全な実験動物飼育環境と高度な動物実験支援サービスを提供することによって利用促進を図り、神戸医療産業都市の研究環境の充実とライフサイエンス研究基盤の確立を目指す。

2 財務諸表

(1) 予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

(単位：千円)

	合計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,148	-	-	1,148	-
受取補助金等	1,555,869	1,370,796	78,421	106,652	-
受取寄付金	850,000	625,410	-	224,590	-
事業収益	5,032,764	1,798,292	3,165,617	68,855	-
受取負担金	1,200	1,200	-	-	-
雑収益	47,606	37,299	3,501	6,806	-
経常収益計	7,488,587	3,832,997	3,247,539	408,051	-
(2) 経常費用					
事業費	7,051,158	3,864,018	3,187,140	-	-
管理費	447,409	-	-	447,409	-
経常費用計	7,498,567	3,864,018	3,187,140	447,409	-
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,980	△ 31,021	60,399	△ 39,358	-
当期経常増減額	△ 9,980	△ 31,021	60,399	△ 39,358	-
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用					
経常外費用計	-	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,980	△ 31,021	60,399	△ 39,358	-
法人税	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 9,980	△ 31,021	60,399	△ 39,358	-
一般正味財産期首残高	△ 1,164,768	1,722,099	1,124,217	△ 4,011,084	-
一般正味財産期末残高	△ 1,174,748	1,691,078	1,184,616	△ 4,050,442	-
II 指定正味財産増減の部					
(1) 指定正味財産増加額					
受取補助金等	169,805	169,805	-	-	-
(2) 一般正味財産への振替額	△ 408,860	△ 299,765	△ 78,421	△ 30,674	-
当期指定正味財産増減額	△ 239,055	△ 129,960	△ 78,421	△ 30,674	-
指定正味財産期首残高	5,698,140	3,598,484	681,388	1,418,268	-
指定正味財産期末残高	5,459,085	3,468,524	602,967	1,387,594	-
III 正味財産期末残高	4,284,337	5,159,602	1,787,583	△ 2,662,848	-

(2) 予定貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	186,298	短期借入金	3,180,000
未収入金	733,549	未払金	1,438,211
前払金	406	未払費用	32,447
原材料	323,466	前受金	3,386
貯蔵品	214,236	預り金	67,345
前払費用	40,700	賞与引当金	41,538
貸倒引当金	△10,300	短期リース債務	35,651
流動資産合計	1,488,355	流動負債合計	4,798,578
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		預り保証金	26,221
定期預金	9,209	長期借入金	875,000
投資有価証券	1,226,074	長期リース債務	32,312
基本財産合計	1,235,283	固定負債合計	933,533
(2) 特定資産		負債合計	5,732,111
研究開発支援基金	421,770		
受取寄付金	212,856	III 正味財産の部	
受取補助金等	982,040	1. 指定正味財産	5,364,371
施設整備積立預金	326,872	2. 一般正味財産	△1,685,530
土地	910,479	正味財産合計	3,678,841
建物	2,112,863		
建物減価償却累計額	△490,605		
什器備品	1,415,952		
什器備品減価償却累計額	△1,014,497		
特定資産合計	4,877,730		
(3) その他固定資産			
建物	2,086,613		
構築物	100,115		
建物・構築物減価償却累計額	△583,829		
什器備品	1,850,673		
什器備品減価償却累計額	△1,746,958		
リース資産	229,836		
リース資産減価償却累計額	△161,873		
著作物等	9,240		
施設利用権	71		
敷金	20,326		
長期前払費用	4,115		
その他固定資産合計	1,809,584		
固定資産合計	7,922,597		
資産合計	9,410,952	負債及び正味財産合計	9,410,952

【参考1】収支予算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,148	—	—	1,148	—
事業収入	5,032,764	1,798,292	3,165,617	68,855	—
補助金等収入	1,453,913	1,377,935	—	75,978	—
負担金収入	1,200	1,200	—	—	—
寄付金収入	850,000	800,000	—	50,000	—
雑収入	47,606	37,299	3,501	6,806	—
事業活動収入計	7,386,631	4,014,726	3,169,118	202,787	—
2. 事業活動支出					
事業費支出	6,521,719	3,557,796	2,963,923	—	—
管理費支出	416,735	—	—	416,735	—
事業活動支出計	6,938,454	3,557,796	2,963,923	416,735	—
事業活動収支差額	448,177	456,930	205,195	△213,948	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	800,000	625,410	—	174,590	—
投資活動収入計	800,000	625,410	—	174,590	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	1,008,326	986,565	21,761	—	—
投資活動支出計	1,008,326	986,565	21,761	—	—
投資活動収支差額	△208,326	△361,155	△21,761	174,590	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,180,000	—	275,000	2,905,000	—
財務活動収入計	3,180,000	—	275,000	2,905,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,400,000	100,000	330,000	2,970,000	—
財務活動支出計	3,400,000	100,000	330,000	2,970,000	—
財務活動収支差額	△220,000	△100,000	△55,000	△65,000	—
当期収支差額	19,851	△4,225	128,434	△104,358	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					受取寄付金のうち 神戸市からの 出捐金
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	4,640,136	—	1,836,791	1,240,836	800,000	762,509	625,410
先端医療研究センター (公1会計)	1,790,230	—	295,344	360,345	800,000	334,541	312,541
クラスター推進センター (公2会計)	475,232	—	10,020	400,845	—	64,367	64,367
細胞療法研究開発センター (公3会計)	1,056,916	—	712,512	190,306	—	154,098	100,218
医療イノベーション推進センター (公4会計)	943,546	—	818,915	4,347	—	120,284	120,284
再生医療製品開発室 (公5会計)	374,212	—	—	284,993	—	89,219	28,000
収益事業等会計	3,444,118	—	3,169,118	—	—	275,000	—
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	2,975,156	—	2,975,156	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	390,012	—	115,012	—	—	275,000	—
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	78,950	—	78,950	—	—	—	—
法人会計	3,282,377	1,148	75,661	75,978	50,000	3,079,590	174,590
合 計	11,366,631	1,148	5,081,570	1,316,814	850,000	4,117,099	800,000

②事業別予定支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	4,644,361	1,442,499	2,115,297	986,565	—	100,000	Δ4,225
先端医療研究センター (公1会計)	1,801,252	246,987	731,005	823,260	—	—	Δ11,022
クラスター推進センター (公2会計)	475,232	267,719	207,513	—	—	—	—
細胞療法研究開発センター (公3会計)	1,053,243	308,022	578,241	66,980	—	100,000	3,673
医療イノベーション推進センター (公4会計)	941,422	574,287	367,135	—	—	—	2,124
再生医療製品開発室 (公5会計)	373,212	45,484	231,403	96,325	—	—	1,000
収益事業等会計	3,315,684	502,133	2,461,790	21,761	—	330,000	128,434
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	2,764,272	482,068	2,266,743	15,461	—	—	210,884
賃貸事業 (収2会計)	390,012	5,665	48,047	6,300	—	330,000	—
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	161,400	14,400	147,000	—	—	—	Δ82,450
法人会計	3,386,735	240,301	176,434	—	—	2,970,000	Δ104,358
合 計	11,346,780	2,184,933	4,753,521	1,008,326	—	3,400,000	19,851

第6 主要事業の推移（令和元年度～令和3年度）

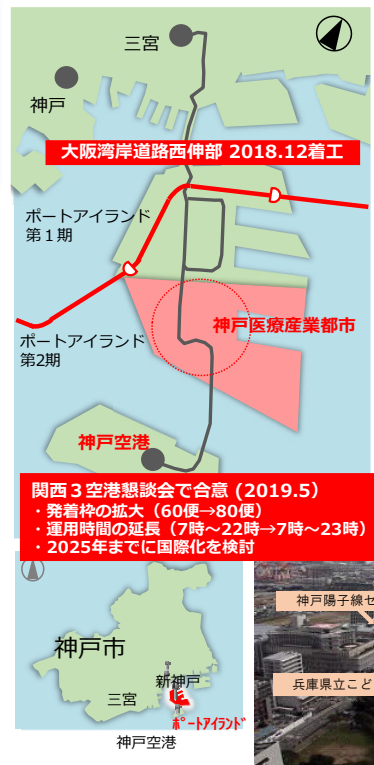
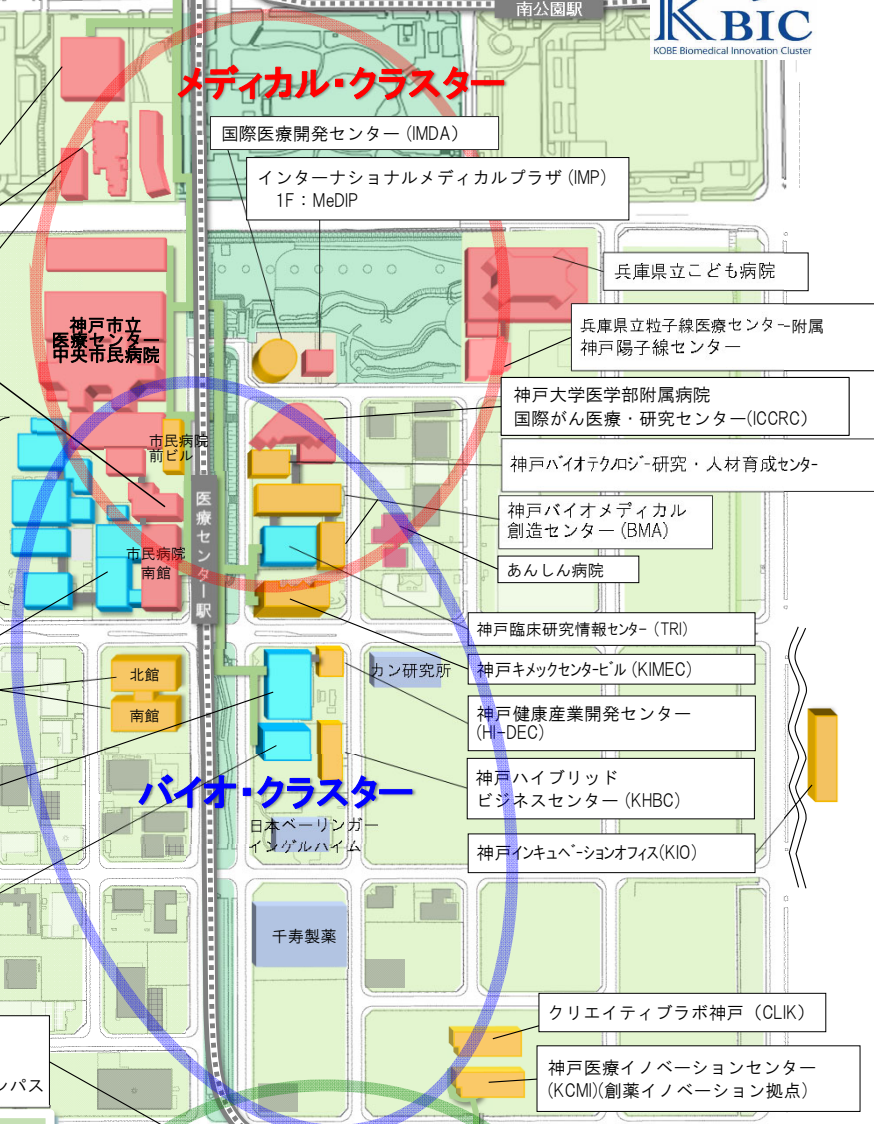
事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療イノベーション推進センター			
・研究相談件数（累計）	741 件	812 件	851 件
・研究プロジェクトの支援件数（累計）	419 件	447 件	481 件
・公表論文件数（累計）	297 件	328 件	355 件
クラスター推進センター			
・進出企業・地元企業等からの相談件数	81 件	87 件	102 件
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件	101 件	100 件	53 件
・HBI イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数	5 件	5 件	2 件
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	13 件	15 件	16 件
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数	2,284 名	2,308 名	2,341 名
・進出スタートアップ数（年度末）	-	-	68 社

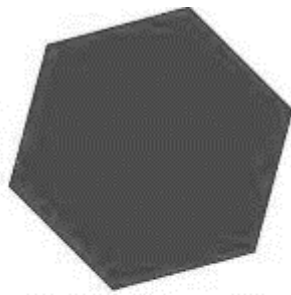
神戸医療産業都市 施設配置図 (2022年7月現在)



進出企業・団体
368社・団体 (2022年6月末)
 雇用者数
11,900人 (2021年3月末)
 経済効果
1,562億円 (2022年)

- 神戸低侵襲がん医療センター
- チャイルド・ケモ・ハウス
- 西記念ポートアイランドリハビリテーション病院
- 神戸アイセンター
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IJ-CDB)
- 先端医療センター (IBRI)
- 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IJ-CLST)
- 理化学研究所 融合連携イノベーション推進棟 (IIB)
- 高度計算科学研究支援センター (FOCUSスパコン) 兵庫県立大学 神戸情報科学キャンパス





KBIC

KOBE Biomedical Innovation Cluster